

大阪市会議長 ホンダ リ エ 様

大阪市長 松 井 一 郎

議案第99号大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例案の一部修正の承諾を求めることについて

令和3年3月4日に提出した議案第99号大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第11条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

次の表により、修正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する修正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、修正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

修正後	修正前
(基本理念) 第2条 <u>本市は、本市及び大阪府が対等の立場において大阪府との一体的な行政運営を推進することを通じて、本市及び大阪府の二重行政を解消するとともに大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現する</u>	(基本理念) 第2条 <u>本市は、大阪府との一体的な行政運営を推進することを通じて、本市及び大阪府の二重行政を解消するとともに大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現するものとする。</u>

<p>ものとする。</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第6条 <u>本部長は、副本部長と協議の上、会議を招集し、これを運営する。</u></p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 会議においては、本部長、副本部長及び <u>本部員は、本市及び大阪府が対等の立場において議論を尽くして合意に努めるものとする。</u></p> <p>[5 略]</p> <p>(進捗状況の<u>管理</u>等)</p> <p>第7条 会議で合意した<u>事項</u> (以下「<u>合意事項</u>」という。) については、会議において進捗状況の管理を行うものとする。</p> <p><u>2 市長は、合意事項及び合意事項についての進捗状況を市会に報告するものとする。</u></p>	<p>(会議の運営)</p> <p>第6条 <u>本部長は、会議を招集し、これを主宰する。</u></p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 会議においては、本部長、副本部長及び <u>本部員は議論を尽くして合意に努めるものとする。</u></p> <p>[5 同左]</p> <p>(進捗状況の<u>管理</u>)</p> <p>第7条 会議で合意した<u>事項</u>については、会議において進捗状況の管理を行うものとする。</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

理 由

本議案が付託されている財政総務委員会での審議状況を踏まえ、基本理念に「府市対等の立場で」一体的な行政運営を推進する旨を定め、副首都推進本部（大阪府市）会議の運営について府市対等の立場を明確にする文言の修正を行うとともに、当該会議での合意事項について市会への報告事項とするため、条例案の一部について修正するもの。